

静岡県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第2号

静岡県部設置条例の一部を改正する条例

静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、知事直轄組織及び次の7部を置く。</p> <p>危機管理部 経営管理部 くらし・環境部 <u>文化・観光部</u> 健康福祉部 経済産業部 交通基盤部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 知事直轄組織及び各部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>文化・観光部</u></p> <p><u>ア～エ</u> (略)</p> <p><u>オ スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u></p> <p>カ～ク (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、知事直轄組織及び次の7部を置く。</p> <p>危機管理部 経営管理部 くらし・環境部 <u>スポーツ・文化観光部</u> 健康福祉部 経済産業部 交通基盤部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 知事直轄組織及び各部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>スポーツ・文化観光部</u></p> <p><u>ア スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u></p> <p><u>イ～オ</u> (略)</p> <p>カ～ク (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(静岡県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

2 静岡県スポーツ推進審議会条例（昭和37年静岡県条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>文化・観光部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>スポーツ・文化観光部</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県公立大学法人評価委員会条例の一部改正)

3 静岡県公立大学法人評価委員会条例（平成18年静岡県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>文化・観光部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>スポーツ・文化観光部</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。